

日田市障がいによる差別を解消し 誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例

誰もがお互いに尊重しあいながら、共生する日田市づくりを行うために条例を制定しました。

差別、虐待をしない

正当な理由もなく、障がいを理由に、障がいのある人をない人と区別したり、排除したり、制限したりしてはいけません。また、どんな理由であれ、虐待はしてはいけません。

障がいや障がい者への理解を進める

障がいは特別なことではありません。地域で、障がいのある人もない人も一緒に交流ができ、お互いのことを知り合える機会を増やしていきます。

合理的配慮を提供する

障がいのある人が日々の生活を送る中で支障となる物や考え方、習慣や制度などをなくすよう、無理のない範囲でできるお手伝いや工夫をします。

差別ってどんなこと？

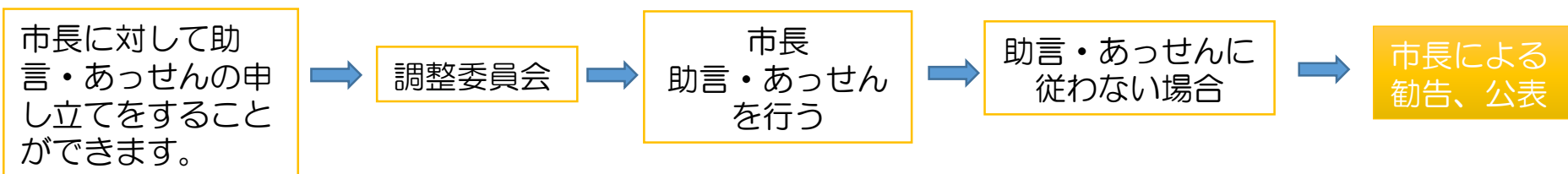
- ✖ 受付の対応を拒否したり、順番を遅くしたりする。
- ✖ 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- ✖ 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。など

合理的配慮ってどんなこと？

- ◎ 障がいのある人の障がい特性に応じて座席を決める。
- ◎ 段差がある場合に、スロープなどを設置したり、介助をする。
- ◎ 意思を伝え合うために、筆談、絵や写真のカードやタブレット端末を使う。など

	差別及び虐待の禁止	合理的配慮の提供
役所などの公的機関で働く人	法的義務	法的義務
会社やお店などの事業者・市民	法的義務	努力義務

相談と助言、あっせん、勧告、公表の仕組み



相談・問い合わせ
窓口

日田市福祉保健部 社会福祉課 障害福祉係（市役所1階③窓口）

☎：0973-22-8290 FAX：0973-22-8258 メールsyakaifukusi@city.hita.oita.jp